

## 専門研修にかかる要請への対応について

### 1 経過

- 令和4年度の専門研修プログラムに関し、医療法第30条の23の規定に基づき、令和3年7月28日開催の島根県地域医療支援会議（医師研修部会）で協議
- この協議を踏まえ、医療法第30条の24の規定に基づき、令和3年8月24日付け医第748号により、島根県知事から専門研修プログラム基幹施設に対し、研修体制の整備に関する協力を要請。各基幹施設から令和4年2月までに回答

### 2 要請に対する回答

【連携施設の追加に関すること】 次の施設について、可能な限り早期に、専門研修プログラムの連携施設に追加するようお願いいたします。

診療領域	追加要請施設	要請理由	回答・対応	
			島根大学医学部附属病院	県立中央病院
整形外科	玉造病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前制度における研修施設である</li> <li>専門研修プログラムの連携施設に加わりたいとの要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>研修施設の資格要件は満たしているが、連携施設への追加については、今後の協議・調整が必要</u>であると考えております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携施設への追加については、派遣元の医局がある<u>島根大学医学部附属病院の対応状況を踏まえ、相談のうえ引き続き検討</u>する。</li> </ul>

### 3 今後の対応

- 今回の基幹施設からの回答の進捗状況等によっては、令和4年度前半に開催予定の島根県地域医療支援会議（医師研修部会）において、対応を協議する。